

医療的ケアマニュアル(職員用)

2024 年 1月 改訂

松戸市こども発達センター

1. 医療的ケア

(1) 医療的ケアとは

経管栄養・吸引などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為とは区別して「医療的ケア」と呼ぶ。(北住)

『医療的ケア研修テキスト__重症児者の教育・福祉・社会生活の援助のために__』

日本小児神経学会社会活動委員会／松石豊次郎・北住映二・杉本健郎編著 2006.11.

(2) こども発達センターにおける医療的ケアの目的

こども発達センターを利用している医療的ケアを必要とする児童に対し、主治医からの指示書・指導医からの指示承認書をもとに、実施手順を明確にすることで、保育に携わる職員が共通の認識を持ち、安全に保育をすすめられるようにする。

2. こども発達センターで原則看護師が対応する医療的ケア

医療的ケア	実 施 内 容
口腔鼻腔内吸引	口、鼻の吸引
気管内吸引	気管カニューレ内の吸引(医師から指示された深さ)
人工鼻の着脱	
気管切開部の管理	周辺部の管理 気管切開部のガーゼ交換 事故抜去時の気管カニューレの再挿入
酸素療法	酸素流量及び作動確認 酸素ポンベの交換
経管栄養	チューブ先端の位置確認 留置チューブからの注入(経鼻チューブ・胃ろう) 経腸栄養剤またはセンターで提供する給食(初期食)の注入
胃・腸ろう部の管理	ろう孔部の観察 ろう孔部のガーゼ交換 事故抜去時の胃・腸ろうカテーテルの再挿入
導尿	
膀胱ろうの管理	パックの排液
人工肛門の管理	パックの排液
座薬の挿入	
人工呼吸療法	気管切開、人工呼吸器・NPPV ^{*1} の管理 装着、脱着 作動状況の確認 *1: 非侵襲的陽圧換気療法
吸入	医師より定時の吸入の指示のあるもの
血糖管理	血糖の測定(定時の指示のあるものを含む)

・網掛けの医療的ケアについては、看護師による緊急時対応後、医師による確認または、受診が必要。

・表内の医療的ケア以外でも、主治医からの指示で安全に実施可能と認められる内容については、センター医師の承認の上対応する。

3. 対応

(1)対象児

通園施設の入園児及び一時的介護利用児を対象とする。

(2)対応の原則

ア 半年に1回以上 こども発達センター小児科医の診察を受けている。

イ 以下の手続きを行う。(実施手順の様式1～6)

- ・医療的ケアは様式1を保護者に説明し、保護者の依頼に基づき実施する。様式2
(身体の状態が安定しており、また、日常生活において必要性の高いケアに限る。)
- ・主治医の具体的な指示と許可を得る。様式3
- ・主治医からの指示を受け、センター医師の承認を得て、看護師が対応する。様式4
- ・実施に当たり、個別対応マニュアルを作成し、保護者の了承を得る。様式5
- ・緊急時の対応を保護者、職員間で共有し、全職員に周知する。

エ 年度初め毎、または、指示が変更になった場合は、変更部分について、指示書様式3

- ・指示承認書様式4の手続きを行う。(通園児以外の一時的介護利用児については、1年に1回の更新とする。)同時に、個別対応マニュアル様式5を見直す。

オ 単独保育開始前、および一時的介護開始前に、必要物品や健康状態の確認を行い、実施後記録をする。様式6

〈通園施設の場合〉

- ・医療的ケアの手続き完了後、看護師が医療的ケアを実施する。

別紙1「通園施設における医療的ケアを必要とする園児の保育について」参照。

〈一時的介護の場合〉

- ・医療的ケアの手続き完了後、登録可能となる。

ただし、「呼吸管理を必要とする児童」については、下記の通りとする。

対象児童	呼吸管理の内容
全ての児童	気管切開のみ
	睡眠中のみNPPV*1を使用
通園施設入園児または 外来グループ利用児童 (H6年4月以降)	気管切開かつ人工呼吸器を常時あるいは一時的でも使用
	常時NPPV*1を使用

*1: 非侵襲的陽圧換気療法

(3)実施手順 別紙2参照

様式	書式名	誰から	誰へ
1	保護者への説明文	看護師	保護者
2	実施依頼書	保護者	センター長
3	指示書	主治医	センター長・センター医師
4	指示承認書	センター医師	看護師
5	個別対応マニュアル		
6	医療的ケア実施記録		

4. 様式 様式1～6参照